

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の十一第六項の規定によって、株式会社ひろしま港湾管理センターから国際拠点港湾である広島港の埠頭群を運営する者の指定の申請があったので、同条第八項の規定によって、当該申請の内容を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該申請の内容について利害関係を有する者は、縦覧期間満了までの間に、港湾管理者に意見書を提出することができる。

平成二十八年九月一日

広島港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 申請者の商号及び本店の所在地

1 商号

株式会社ひろしま港湾管理センター

2 本店の所在地

広島市南区宇品海岸一丁目一三番一三号

二 運営計画の概要

1 埠頭群において施設又は役務を提供する時間

午前零時から午後十二時まで

2 建設又は改良を行う特定荷さばき施設等

該当なし

3 埠頭群の運営の体制に関する事項

役員等十六名及び職員三十六名を置く。

三 縦覧の期間

平成二十八年九月一日から同年九月十四日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

四 意見書の提出方法等

1 提出方法

持参又は郵送とする。

2 提出期限

平成二十八年九月十四日（必着）

3 提出先

〒七三〇・八五一一 広島市中区基町一〇番五二号

広島県土木建築局港湾振興課

4 記載要領

(一) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに意見書を提出する者が申請の内容について利害関係を有する者に該当する事実を記載すること。

(二) 意見は、日本語により記載すること。